新旧対照表

WEBサイト運用・保守サービス契約約款／デジタルサポートサービス利用約款　2026年11月21日実施

変更前　2026年10月1日から実施している現行版（版261001・正本 2026年10月5日保存）
変更後　2026年11月21日から実施する改定版（版261121・正本 2026年10月18日。デジタルサポートサービス利用約款は2026年10月22日保存）
対象　申込書兼契約書（サービス内容一覧、補足事項、重要事項および中途解約金早見表を含みます）および約款
凡例　網掛けの箇所が変更部分です。呼称のみの変更（「プラン」→「コース」など）は、内容の変更がないため末尾にまとめて記載しています。

第1章　WEBサイト運用・保守サービス

1-1　約款本文

条項	変更前	変更後
第1条2項 目的および適用	2 申込書、サービス内容一覧および本約款は、一体として運用・保守サービス契約（以下「本契約」という。）を構成する。これらの内容に齟齬がある場合は、申込書、サービス内容一覧、本約款の順に優先して適用する。ただし、本約款の定めに基づき利用料金の改定、プラン変更または本約款（サービス内容一覧を含む。）の変更が行われた場合は、改定後または変更後の内容が優先する。	2 申込書、サービス内容一覧、第19条の変更申込書（甲が提出したもの）および本約款は、一体として運用・保守サービス契約（以下「本契約」という。）を構成する。これらの内容に齟齬がある場合は、申込書、サービス内容一覧、本約款の順に優先して適用する。ただし、本約款の定めに基づき利用料金の改定、コース変更または本約款（サービス内容一覧を含む。）の変更が行われた場合は、改定後または変更後の内容が優先する。
第2条(13) 定義	(13) 「契約開始日」とは、申込書に記載された契約開始日をいう。申込書に記載がないときは、本契約の締結日をいう。	(13) 「契約開始日」とは、申込書に記載された契約開始日をいう。申込書に記載がないときは、本契約の締結日をいう。ただし、デジタルサポートサービス利用約款第2条に定める単体契約から保守併用契約へのプラン変更とあわせて本契約を締結する場合は、同約款第16条第1項の定めるところによる。
第3条1項・2項 契約の成立、電子契約および権限の表明保証	1 本契約の締結は、書面によるものとする。本契約は、甲が申込書に記名押印または署名し、乙がこれを受領して記名押印した時に成立する。乙の記名押印は、乙の代表者のほか、乙が指定した社員または再委託先（以下「乙側締結担当者」という）が行うことができる。 2 乙側締結担当者が記名押印した申込みは、前項にかかわらず、乙の承認権限者（乙の代表取締役、または代表取締役が書面で指名した者をいう。以下同じ）が	1 本契約の締結は、書面によるものとする。本契約は、甲が申込書に記名押印または署名し、乙がこれを受領して記名押印した時に成立する。乙の記名押印は、乙の代表者のほか、乙が指定した社員または再委託先（以下「乙側締結担当者」という。）が行うことができる。 2 乙側締結担当者が記名押印した申込みは、前項にかかわらず、乙の承認権限者（乙の代表取締役、または代表取締役が書面で指名した者をいう。以下同じ。）

条項	変更前	変更後
	承認した時に成立し、承認前は成立しない。乙は、承認しないときは、遅滞なくその旨を甲に通知する。乙側締結担当者が受け付けたクレジットカードの登録およびプランの登録も、承認権限者の承認をもって効力を生じる。	が承認した時に成立し、承認前は成立しない。乙は、承認しないときは、遅滞なくその旨を甲に通知する。乙側締結担当者が受け付けたクレジットカードの登録およびコースの登録も、承認権限者の承認をもって効力を生じる。
第6条4項・5項 利用料金および決済方法	4 甲は、月額料金のほか、第9条に定める超過作業その他の追加業務の料金および第23条第3項に定める中途解約金についても、甲が登録したクレジットカードにより決済されることをあらかじめ承諾する。中途解約金は、解約の効力が生じる日の属する月の末日に決済する。乙は、月額料金以外の金銭を決済するときは、決済に先立ち、その金額および決済日を第32条に定める方法により甲に通知する。当該決済が完了しない場合、甲は、第5項の方法により支払う。 5 クレジットカード決済ができない場合、乙は甲に通知のうえ請求書を発行することができ、甲は、当該請求書に記載された期日までに乙の指定する口座へ振込送金する方法により支払う義務を負う。振込手数料は甲の負担とする。	4 甲は、月額料金のほか、第9条に定める超過作業その他の追加業務の料金および第23条第3項に定める中途解約金についても、甲が登録したクレジットカードにより決済されることをあらかじめ承諾する。中途解約金は、解約の効力が生じる日の属する月の末日に決済する。乙は、月額料金以外の金銭を決済するときは、決済に先立ち、その金額および決済日を第32条に定める方法により甲に通知する。当該決済が完了しない場合は、第3項の例により翌利用期の決済日に合算して再決済し、本契約が終了しているとき、または再決済も完了しないときは、甲は、第5項の方法により支払う。 5 第3項または前項の再決済が完了しない場合、または本契約が終了している場合、乙は甲に通知のうえ請求書を発行することができ、甲は、当該請求書に記載された期日までに乙の指定する口座へ振込送金する方法により支払う義務を負う。振込手数料は甲の負担とする。
第9条4項 超過作業および範囲外業務	4 乙が行う本サービスに関する説明およびレクチャーは、コンテンツ管理システム、管理画面および納品した対象サイトの更新方法に限り、サービス内容一覧に定める軽微な修正の回数の範囲内で行う（メールまたはチャットによる1回の依頼につき1回分とし、所要時間が30分を超える場合は2回分とする）。パソコン、スマートフォン、ネットワーク、業務ソフト、クラウドサービス等の操作の説明、設定、研修その他デジタルサポートサービスの範囲に属する業務は、本サービスに含まれない。	4 乙が行う本サービスに関する説明およびレクチャーは、コンテンツ管理システム、管理画面および納品した対象サイトの更新方法に限り、サービス内容一覧に定める軽微なテキスト・画像差替の回数の範囲内で行う（メールまたはチャットによる1回の依頼につき1回分とし、所要時間が30分を超える場合は2回分とする）。パソコン、スマートフォン、ネットワーク、業務ソフト、クラウドサービス等の操作の説明、設定、研修その他デジタルサポートサービスの範囲に属する業務は、本サービスに含まれない。
第18条1項 譲渡オプション行使時の本契約の終了	1 甲がソースコード譲渡オプションを行使した場合、本契約は、譲渡完了日の属する利用期の末日をもって終了する。	1 甲がソースコード譲渡オプションを行使した場合、本契約は、譲渡完了日（ソースコード譲渡オプション条件書に定める譲渡完了日をいう。以下同じ。）の属する利用期の末日をもって終了する。ただし、譲渡完了日が締め日またはその前日であるときは、その翌利用期の末日をもって終了する。
第18条3項 譲渡オプション行使時の本契約の終了（新設）	なし（新設）	3 甲がデジタルサポートサービス（保守・運用プランの契約を前提とする割引を受けているもの）を契約しているときは、その取扱いは、デジタルサポートサービス利用約款第12条第6項および第12条の2による。

条項	変更前	変更後
第19条 コース変更（全部）	第19条（プラン変更） 1 甲は、締め日までに窓口に申し出ることにより、翌利用期から上位プラン（月額料金がより高額なプランをいう。以下同じ。）に変更することができる。この場合においても、最低利用期間は変更されない。 2 下位プラン（月額料金がより低額なプランをいう。）への変更は、最低利用期間の経過後に限り、締め日までの申出により翌利用期から適用する。 3 第23条第3項の算式における「月額料金」は、解約の効力が生じる利用期において適用されていた月額料金をいう。	第19条（コース変更） 1 甲は、乙所定の変更申込書を乙に提出することにより、BASIC、STANDARD、PROおよびPARTNERの各コースの間の変更（以下「コース変更」という。）を申し込むことができる。変更申込書の提出は、甲（法人の場合は代表者その他権限を有する者）、または甲が書面により権限を与えた者が行う。お客様マイページまたは電子メールによる申込みは受け付けない。 2 乙は、変更申込書を受領したときは、甲（法人の場合は代表者その他権限を有する者）に電話により申込みの内容を確認する。 3 コース変更は、変更申込書の到達と前項の電話確認の完了の両方がそろった日の後、最初に到来する締め日の翌日（利用期の初日）から効力を生じる。締め日当日に両方がそろった場合は、その翌日から効力を生じる。利用期の途中では変更しない。 4 甲に未払いの利用料金その他の債務があるときは、乙はコース変更の申込みを受け付けない。 5 下位のコースへの変更は、最低利用期間の満了後に限り申し込むことができる。ただし、乙が個別に承諾した場合は、この限りでない。 6 コース変更は、最低利用期間の起算および満了に影響しない。第23条第3項の算式における「月額料金」は、解約の効力が生じる利用期において適用されていた月額料金をいう。 7 コース変更をしたときは、甲は、契約事務手数料（変更の手続の対価）として3,300円（税込）を、変更の効力が生じた利用期の利用料金とともに支払う。
第23条の2 デジタルサポートを併用している場合の解約（新設）	なし（新設）	第23条の2（デジタルサポートを併用している場合の解約） 1 甲が、乙との間でデジタルサポートサービス（保守・運用プランの契約を前提とする割引を受けているものに限る。）を契約している場合、甲は、本契約の解約の申出において、デジタルサポートサービスについて、単体契約への移行または解約のいずれかを選択しなければならない。選択のない申出は、受け付けない。本条において「単体契約」その他デジタルサポートサービスに関する用語は、デジタルサポートサービス利用約款の例による。 2 前項で単体契約への移行を選択した場合において、本契約の解約の効力が生じるはずの締め日（以下「当初の締め日」という。）までに、デジタルサポートサービスの変更申込書の到達と電話確認の完了の両方がそろわないときは、第23条第1項にかかわらず、本契約の解約は、両方がそろった日の後最初に到来する締

条項	変更前	変更後
		め日をもって効力を生じる。それまでの間、本契約は従前の条件で継続する。 3 当初の締め日の次の締め日までに前項の両方がそろわないときは、本契約は、当該次の締め日をもって終了する。この場合のデジタルサポートサービスの取扱いおよび乙からの通知は、デジタルサポートサービス利用約款第12条第5項による。甲が同項により選択を同サービスの解約に改めたときは、本契約は、同項に定める締め日をもって終了する。 4 本契約が最低利用期間内に終了するときは、第23条第3項の中途解約金は、実際に解約の効力が生じた利用期を基準に算定する。 5 甲は、当初の締め日の次の締め日の前日までであれば、お客様マイページの所定の手続により、本契約の解約の申出を取り下げることができる。この場合、本契約は従前の条件で継続する。 6 本契約が、第8条第2項もしくは第31条第3項による甲の解約、第27条第3項による甲の解除、または第24条、第25条もしくは第28条により終了する場合は、第1項から第5項までを適用せず、デジタルサポートサービスの取扱いは、デジタルサポートサービス利用約款第12条第7項による。 7 本契約が第12条第2項、第22条第3項、第26条、第27条第3項または第29条第2項による乙の解除により終了する場合は、第1項から第5項までを適用せず、デジタルサポートサービスの取扱いは、デジタルサポートサービス利用約款第12条第8項による。
第32条2項 通知	2 前項の通知は、発信の日から2営業日を経過した時に到達したものとみなす。ただし、甲から窓口宛に行う申出（第19条のプラン変更の申出を含む。）は窓口の受信設備に記録された時に、第23条第5項に定める解約の申出は同項により、到達したものとみなす。	2 前項の通知は、発信の日から2営業日を経過した時に到達したものとみなす。ただし、甲から窓口宛に行う申出（第19条の変更申込書による申込みを除く。）は窓口の受信設備に記録された時に、第23条第5項に定める解約の申出は同項により、到達したものとみなす。
附則	附則　本約款は、2026年10月1日から実施する。	附則　本約款は、2026年11月21日から実施する。同日より前に締結された本契約については、第31条の定めにより変更後の本約款を適用する。

1-2　申込書・サービス内容一覧・重要事項

箇所	変更前	変更後
申込書 1ページ デジタルサポートオプション欄の注記	※割引は同一のご契約者がWEB保守・運用プランとデジタルサポートを併用中に限り適用され、保守・運用プランの終了後は翌利用期から通常価格に戻ります。	※割引は同一のご契約者が保守・運用プランとデジタルサポートを併用中に限り適用されます（保守・運用プランの解約時の取扱いは約款第23条の2）。
申込書 2ページ サービス内容一覧の補足事項⑦（監視の内容）	⑦監視の内容：対象サイトのHTTP応答状況（死活）、SSL証明書の有効期限、CMS・プラグインの更新状況および管理画面への不正ログイン試行の有無を確認します。保守・運用PARTNERの「24時間」は、HTTP応答状況（死活）についての外形監視ツールによる自動監視です。その他の項目はサービス内容一覧に定める頻度で確認します。	⑦監視の内容：対象サイトのHTTP応答状況（死活）、SSL証明書の有効期限、CMS・プラグインの更新状況および管理画面への不正ログイン試行の有無を確認します。保守・運用PARTNERの「24時間」は、HTTP応答状況（死活）の外形監視ツールによる自動監視で、その他の項目は毎日確認します。
重要事項 ⑨ ソースコード譲渡	⑨ソースコード譲渡：ソースコード譲渡オプションを行使された場合、本契約は終了します。最低利用期間内のときは、④の中途解約金が発生します（約款第18条）。	⑨ソースコード譲渡：ソースコード譲渡オプションを行使された場合、本契約は終了します。最低利用期間内のときは、④の中途解約金が発生します（約款第18条）。デジタルサポートをご利用中の場合は、条件書の締結時に「デジタルサポート変更確認書」で単体への移行または解約をお選びいただきます（解約の場合、デジタルサポートの中途解約金はかかりません）。
重要事項 ⑩ お支払いが確認できない場合	⑩お支払いが確認できない場合：お知らせのうえ再決済することがあります。支払期日（各月末日）の翌日から14日を経過したときは催告し、28日を経過したときは本サービスの提供を停止することがあります。停止期間中も料金は発生します。カードで決済できない場合は、請求書による銀行振込でお支払いいただきます（振込手数料はお客様負担）。お支払いが遅れた場合は、支払期日の翌日から年14.6%の遅延損害金を申し受けます（約款第6条・第7条）。	⑩お支払いが確認できない場合：お知らせのうえ、翌月の決済日に当月分と合わせて再決済します。支払期日（各月末日）の翌日から14日を経過したときは催告し、28日を経過したときは本サービスの提供を停止することがあります。停止期間中も料金は発生します。再決済もできない場合や、契約が終了している場合は、請求書による銀行振込でお支払いいただきます（振込手数料はお客様負担）。お支払いが遅れた場合は、支払期日の翌日から年14.6%の遅延損害金を申し受けます（約款第6条・第7条）。
重要事項 ⑫ デジタルサポート	⑫デジタルサポート：別途「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」を締結してお申し込みいただきます（月額料金は本書1ページの特別割引価格）。最低利用期間は12利用期（デジタルサポートを先に契約済みの場合は、同契約の定めによります）で、期間内の解約には同契約の約款第18条により通常価格（セット割引適用前）を基礎とする中途解約金が発生します（下記※参照）。本契約の解約後も継続し、翌利用期から通常価格になります。	⑫デジタルサポート：別途「デジタルサポートサービス申込書兼契約書」を締結してお申し込みいただきます（月額料金は本書1ページの特別割引価格）。最低利用期間は12利用期（デジタルサポートを先に契約済みの場合は、同契約の定めによります）で、期間内の解約には同契約の約款第18条により通常価格（セット割引適用前）を基礎とする中途解約金が発生します（下記※参照）。本契約の解約時には、デジタルサポートを単体へ移行するか解約するかをお選びいただきます。移行を選ばれた場合、変更申込書とお電話の確認がそろうまで本契約も継続し、次の締め日までにそろわないときは両方とも解約となります（約款第23条の

箇所	変更前	変更後
		2)。延長の間は、マイページから本契約の解約の申出を取り下げることもできます。当社の都合や、料金改定・約款変更にご同意いただけないことにより本契約が終了する場合のデジタルサポートの取扱いは、同契約の約款第12条第7項によります（お選びがないときは単体へ移行し、事務手数料・中途解約金はかかりません）。お客様の契約違反等により当社が本契約を解除した場合も、お選びがないときは単体へ移行します（同条第8項。解約を選ばれる場合、最低利用期間内は中途解約金がかかります）。
重要事項 ⑬ コース変更（新設）	なし（新設）	⑬コース変更：所定の変更申込書（ご署名）と契約者ご本人へのお電話での確認がそろった日の後、最初の締め日の翌日から変更します。マイページ・メールではお受けできず、未払い中もお受けできず、下位のコースへの変更は最低利用期間の満了後に限ります。変更のときは契約事務手数料3,300円（税込）を申し受けます（約款第19条）。
申込書 3ページ 署名欄の注記	※契約開始日が空欄の場合は、契約締結日を契約開始日とします。	※契約開始日が空欄のときは契約締結日（デジタルサポートのプラン変更と同時のときは変更の効力発生日）とします。

第2章　デジタルサポートサービス

2-1　約款本文

条項	変更前	変更後
第1条2項・3項 目的	2 本申込書兼契約書（デジタルサポート サービス内容一覧、補足事項、重要事項および中途解約金早見表を含みます）、総合支援一覧表、各作業カテゴリの「注意事項・同意書」（いずれも本契約の締結時に乙が交付したものをいいます）、「委任状」（本契約の締結時に乙が交付したもの。甲が委任状を提出し直したときは、乙が受領した最新のものをいいます）および本約款は、一体として本契約を構成します。 3 前項の各書面の内容が抵触する場合は、本申込書兼契約書、総合支援一覧表、各「注意事項・同意書」および「委任状」、本約款の順に優先して適用します。ただし、本約款の定めに基づき利用料金の改定、プラン変更または本約款（総合支	2 本申込書兼契約書（デジタルサポート サービス内容一覧、補足事項、重要事項および中途解約金早見表を含みます）、総合支援一覧表、各作業カテゴリの「注意事項・同意書」（乙が交付したものをいい、乙が改定したときは改定後のものをいいます）、「委任状」（本契約の締結時に乙が交付したもの。甲が委任状を提出し直したときは、乙が受領した最新のものをいいます）、第13条の変更申込書および第12条の2の「デジタルサポート変更確認書」（いずれも甲が提出したもの）ならびに本約款は、一体として本契約を構成します。 3 前項の各書面の内容が抵触する場合は、本申込書兼契約書、総合支援一覧表、各「注意事項・同意書」および「委任状」、本約款の順に優先して適用します。た

条項	変更前	変更後
	援一覧表を含みます）の変更が行われた場合は、改定後または変更後の内容が優先します。	だし、本約款の定めに基づき利用料金の改定、コース変更、プラン変更または本約款（総合支援一覧表を含みます）の変更が行われた場合は、改定後または変更後の内容が優先します。第13条の変更申込書および「デジタルサポート変更確認書」は、本約款に従って甲の申込みまたは選択を記載するものとし、その効果は本約款の定めによります。
第2条(3) 定義	(3) 「月間稼働枠」とは、各プランにおいて乙が1利用期あたりに提供する対応時間の上限をいい、オンライン相談の実施時間および総合支援一覧表で●または▲の表示のある作業の実施時間を計上します。準備・記録に要する時間およびチャット・メールへの対応時間は、これに算入しません。ローカルLLM構築・保守オプションに含まれる初期設定、保守および助言に要する時間（第26条第2項の上限を超える部分を含みます）も、同様とします。月間稼働枠への計上は15分単位とし、15分未満の端数は15分とします。	(3) 「月間稼働枠」とは、各コースにおいて乙が1利用期あたりに提供する対応時間の上限をいい、オンライン相談の実施時間および総合支援一覧表で●または▲の表示のある作業の実施時間（電話その他の方法により行った場合を含みます）を計上します。準備・記録に要する時間、チャット・メールおよび電話による相談（前段の作業に当たるものを除きます）への対応時間は、これに算入しません。ローカルLLM構築・保守オプションに含まれる初期設定、保守および助言に要する時間（第26条第2項の上限を超える部分を含みます）も、同様とします。月間稼働枠への計上は15分単位とし、15分未満の端数は15分とします。
第2条(8) 定義	(8) 「保守・運用プラン」とは、乙のWEBサイト運用・保守サービスをいいます。	(8) 「保守・運用プラン」とは、乙が提供するWEBサイト、システムまたはアプリの運用・保守のサービスをいいます。
第2条(10)〜(13) 定義（新設）	なし（新設）	(10) 「保守併用契約」とは、甲が保守・運用プランを契約していることにより、第12条の割引および第16条第1項ただし書の最低利用期間が適用される本契約をいいます。 (11) 「単体契約」とは、保守併用契約以外の本契約をいいます。 (12) 「プラン変更」とは、保守併用契約から単体契約へ、または単体契約から保守併用契約へ変更することをいいます。 (13) 「コース変更」とは、伴走ソロ、伴走チーム、伴走オフィスおよび伴走カンパニーの各コースの間で変更することをいいます。
第7条2項・3項 利用単位と繰越の禁止	2 チャット・メール相談の件数は、1つの主題についての最初の相談から解決または終了の案内までを1件として数え、同一の主題に関する追加の質問・確認は、同一の1件とします。チャット・メール相談の件数は、最初の相談を受け付けた利用期に計上し、解決または終了の案内が翌利用期以降となった場合も、当初の利用期の1件として扱います。 3 1件の相談が30分を超える場合、乙はオンライン相談への振替を案内することがあり、振替後のオンライン相談の実施時間は月間稼働枠に計上します。スポッ	2 チャット・メールおよび電話による相談の件数は、1つの主題についての最初の相談から解決または終了の案内までを1件として数え、同一の主題に関する追加の質問・確認は、同一の1件とします。これらの相談の件数は、最初の相談を受け付けた利用期に計上し、解決または終了の案内が翌利用期以降となった場合も、当初の利用期の1件として扱います。 3 1件の相談が30分を超える場合、乙はオンライン相談への切替えを案内することがあり、切替え後のオンライン相談の実施時間は月間稼働枠に計上します。ス

条項	変更前	変更後
	ト追加相談は1回30分までとし、30分を超える相談はオンライン相談として扱い、その実施時間を月間稼働枠に計上します。	ポット追加相談は1回30分までとし、30分を超える相談はオンライン相談として扱い、その実施時間を月間稼働枠に計上します。電話による相談が15分を超える見込みのときは、乙はオンライン相談への切替えを案内することがあり、切替え後の実施時間は月間稼働枠に計上します。
第7条5項 利用単位と繰越の禁止（新設）	なし（新設）	5 総合支援一覧表でスポットとされている作業は、電話により行う場合も、同表のスポット価格によります。
第10条 超過作業・スポット対応	月間稼働枠を超える相談・作業、契約プランの対象人数を超える方への単発の対応、スポット追加相談および現地訪問の料金・条件は、本申込書兼契約書および総合支援一覧表に定めるとおりとします。これらの料金は、当該料金が発生した利用期の締め日に確定し、同月末日に甲が登録したクレジットカードにより決済します。乙は、月間稼働枠の超過が見込まれる場合、あらかじめ甲に通知し、甲の承諾を得たうえで超過分の相談・作業を行います。月間稼働枠の超過は30分単位で計算し、30分未満の端数は30分とします。契約プランの対象人数を超える方への単発の対応は、第13条の対象人数に算入しません。ただし、同一の方への単発の対応が継続する場合、乙は、甲に対し、プラン変更またはお一人追加オプションの申込みを求めることがあります。本申込書兼契約書および総合支援一覧表にいう「割引プラン」とは、伴走オフィスおよび伴走カンパニーに適用される現地訪問、スポット追加相談および稼働枠超過の割引料金をいいます。	月間稼働枠を超える相談・作業、契約コースの対象人数を超える方への単発の対応、スポット追加相談および現地訪問の料金・条件は、本申込書兼契約書および総合支援一覧表に定めるとおりとします。これらの料金は、当該料金が発生した利用期の締め日に確定し、同月末日に甲が登録したクレジットカードにより決済します。乙は、月間稼働枠の超過が見込まれる場合、あらかじめ甲に通知し、甲の承諾を得たうえで超過分の相談・作業を行います。月間稼働枠の超過は30分単位で計算し、30分未満の端数は30分とします。契約コースの対象人数を超える方への単発の対応は、契約コースの対象人数に算入しません。ただし、同一の方への単発の対応が継続する場合、乙は、甲に対し、コース変更またはお一人追加オプションの申込みを求めることがあります。本申込書兼契約書および総合支援一覧表にいう「割引料金」とは、伴走オフィスおよび伴走カンパニーに適用される現地訪問、スポット追加相談および稼働枠超過の割引料金をいいます。
第12条2項〜8項 セット割引	2 保守・運用プランの契約が理由のいかんを問わず終了した場合、その終了の日の属する利用期の翌利用期から、本サービスの月額料金は通常価格に変更されます。この場合も、本契約の最低利用期間（第16条第1項ただし書の12利用期を含みます）は変更されません。	2 保守・運用プランの契約が理由のいかんを問わず終了する場合、甲は、本契約について、単体契約へのプラン変更、または本契約の解約のいずれかを選択するものとします。保守併用契約は、保守・運用プランの契約が終了した後は継続しません。 3 単体契約へのプラン変更を選択した場合は、第13条第1項から第3項までの手続によります。この場合、変更の効力が生じた利用期から本サービスの月額料金は通常価格となり、その利用期を第1利用期として、第16条第1項本文の最低利用期間（24利用期）を改めて数えます。変更前の最低利用期間の残りについて、中途解約金は発生しません。お一人追加オプションおよびローカルLLM構築・保守オプションは、単体契約に引き継がれます（ローカルLLM構築・保守オプションの最低利用期間は変わりません）。 4 甲が保守・運用プランの解約を申し出て、本契約について単体契約へのプラン変更を選択した場合で、保守・運用プランの解約の効力が生じるはずの締め日

条項	変更前	変更後
		（以下「当初の締め日」といいます）までに、変更申込書の到達と第13条第2項の電話確認の完了の両方がそろわないときは、保守・運用プランの解約は、WEBサイト運用・保守サービス契約約款の定めにかかわらず、両方がそろった日の後最初に到来する締め日をもって効力を生じます。それまでの間、保守・運用プランおよび本契約（保守併用契約）は、従前の条件で継続します。 5 前項の場合で、当初の締め日の次の締め日までに両方がそろわないときは、単体契約へのプラン変更の選択は撤回されたものとみなし、保守・運用プランと本契約は、当該次の締め日をもってともに解約されます。この場合、本契約が最低利用期間内であるときは、第18条の中途解約金を申し受けます。乙は、当初の締め日の後、速やかに、甲に対し、当該次の締め日までに両方がそろわないときはともに解約となることおよび中途解約金の額を通知します。甲は、両方がそろう前であれば、マイページの所定の手続によって選択を本契約の解約に改めることができます。この場合、保守・運用プランと本契約は、改めた申出について第17条により解約の効力が生じる締め日をもってともに終了します。甲は、当初の締め日の次の締め日の前日までであれば、マイページの所定の手続により、保守・運用プランの解約の申出を取り下げることができます。この場合、保守・運用プランおよび本契約（保守併用契約）は、従前の条件で継続します。 6 本契約の解約を選択した場合は、第17条および第18条によります（次条の場合を除きます）。ただし、甲がソースコード譲渡オプションを行使したことにより保守・運用プランの契約が終了する場合において、本契約の解約を選択したときは、本契約の中途解約金は発生しません。 7 保守・運用プランの契約が、乙による解約（WEBサイト運用・保守サービス契約約款第24条）、乙の違反等による甲の解除（同約款第25条）、不可抗力（同約款第28条）、乙の反社会的勢力の排除の条項への違反による甲の解除（同約款第27条第3項）、または料金の改定もしくは同約款の変更に同意しない甲の解約（同約款第8条第2項・第31条第3項）により終了する場合は、第2項から第6項までにかかわらず、次のとおりとします。 (1) 甲は、保守・運用プランの契約が終了する日の前日までに、単体契約への移行または本契約の解約を選択することができます。単体契約への移行には、変更申込書の提出および第13条第2項の電話確認を要しません。 (2) 甲が前号の選択をしないときは、本契約は単体契約に移行します。 (3) 単体契約への移行は、保守・運用プランの契約が終了した日の後、最初に到来する利用期の初日から効力を生じます。保守・運用プランの契約が利用期の途

条項	変更前	変更後
		中で終了するときは、その利用期の末日までは、本契約は従前の条件（保守併用契約の月額料金）で継続し、日割りの計算はしません。 (4) 単体契約に移行したときは、契約事務手数料は申し受けず、最低利用期間は改めて数えず、変更前の残りの期間を引き継ぎます。月額料金は、移行の効力が生じた利用期から通常価格となります。この場合の通常価格は、移行前に適用されていた料金表によるものとし、第13条第10項は適用しません。 (5) 本契約の解約を選択したとき、または単体契約への移行の効力が生じた最初の利用期の締め日までに本契約の解約を申し出たときは、中途解約金およびローカルLLM構築・保守オプションの残存期間分の料金（第14条）は発生しません。 (6) 乙は、乙による解約の場合は同約款第24条の予告とあわせて、その他の場合は保守・運用プランの契約の終了が決まった後速やかに、甲に対し、本項の取扱いおよび移行後の月額料金を通知します。 (7) 本契約の解約を選択したときは、第17条の申出を要せず、本契約は、保守・運用プランの契約が終了した日の属する利用期の末日をもって終了します。単体契約に移行したときは、追加オプションは引き継がれます。 8 保守・運用プランの契約が、甲の違反等による乙の解除（WEBサイト運用・保守サービス契約約款第12条第2項、第22条第3項、第26条、第27条第3項または第29条第2項）により終了する場合は、第2項から第6項までにかかわらず、前項第1号から第4号まで、第6号および第7号を準用します。この場合、前項第1号中「保守・運用プランの契約が終了する日の前日まで」とあるのは「乙から解除の通知を受けた日から14日以内」と、同項第7号中「保守・運用プランの契約が終了した日の属する利用期」とあるのは「解約の選択が乙に到達した日の属する利用期」と読み替え、本契約の解約を選択したときは、第18条の中途解約金および第14条の残存期間分の料金を申し受けます。
第12条の2 ソースコード譲渡の場合の選択（新設）	なし（新設）	第12条の2（ソースコード譲渡の場合の選択） 1 甲が保守・運用プランについてソースコード譲渡オプション条件書を締結するときは、甲は、同時に乙所定の「デジタルサポート変更確認書」に署名し、前条第2項の選択を行うものとします。本条において「譲渡完了日」とは、同条件書に基づく対価の完済日をいいます。 2 甲は、譲渡完了日の属する利用期の締め日の前日まで、書面により前項の選択を変更することができます。その後は変更できません。 3 単体契約へのプラン変更を選択した場合は、変更申込書の提出と第13条第2項

条項	変更前	変更後
		の電話確認を、前項の期限までに行うものとします。この場合のプラン変更は、第13条第3項にかかわらず、譲渡完了日の属する利用期の翌利用期の初日から効力を生じます。 4 譲渡が完了しなかったときは、第1項の選択は効力を失い、保守・運用プランと本契約は従前のとおり継続します。 5 単体契約へのプラン変更を選択した場合で、第2項の期限までに変更申込書の到達と第13条第2項の電話確認の完了の両方がそろわないときは、甲は本契約の解約を選択したものとみなし、次項を適用します。 6 本契約の解約を選択した場合は、第17条の申出を要せず、本契約は、譲渡完了日の属する利用期の末日をもって終了します。この場合、前条第6項ただし書を適用します。 7 譲渡完了日が締め日またはその前日であるときは、第2項から前項までの「譲渡完了日の属する利用期」は、その翌利用期と読み替えます。
第13条 コース変更およびプラン変更（全部）	第13条（プラン変更） 1 甲は、締め日までにマイページから申し出ることにより、翌利用期の初日から上位プランへ変更できます。下位プランへの変更はできません。サポート対象者として乙に登録された方の数が契約プランの対象人数を超えるときは、甲は速やかに上位プランへの変更を申し出るものとします。ただし、カンパニープランにおいて対象人数を超えるときは、上位プランへの変更に代えて、超過人数分についてお一人追加オプションを申し込むものとします。甲がこれらの申出をしないときは、乙は、対象人数を超える方への対応を第10条に定めるところにより総合支援一覧表のスポット価格で行い、またはその方の登録を拒むことができます。 2 プラン変更は、第16条の最低利用期間の起算および満了に影響しません。	第13条（コース変更およびプラン変更） 1 甲は、乙所定の変更申込書を乙に提出することにより、コース変更またはプラン変更を申し込むことができます。変更申込書の提出は、甲（法人の場合は代表者その他権限を有する者）、または委任状によりその権限を与えられた者（以下「受任者」といいます）が行います。マイページまたは電子メールによる申込みは受け付けません。 2 乙は、変更申込書を受領したときは、受任者が提出した場合も、甲（法人の場合は代表者その他権限を有する者）に電話により申込みの内容を確認します。 3 コース変更およびプラン変更は、変更申込書の到達と前項の電話確認の完了の両方がそろった日の後、最初に到来する締め日の翌日（利用期の初日）から効力を生じます。締め日当日に両方がそろった場合は、その翌日から効力を生じます。利用期の途中では変更しません。 4 甲に未払いの料金その他の債務があるときは、乙はコース変更およびプラン変更の申込みを受け付けません（解約の申出は、第17条によります）。 5 下位のコースへの変更は、最低利用期間の満了後に限り申し込むことができます。ただし、乙が個別に承諾した場合は、この限りではありません。 6 サポート対象者として乙に登録された方の数が契約コースの対象人数を超えるときは、甲は、速やかに上位のコースへの変更を申し込むものとします。ただし、カンパニーコースにおいて対象人数を超えるときは、上位のコースへの変更

条項	変更前	変更後
		に代えて、超過人数分についてお一人追加オプションを申し込むものとします。甲がこれらの申出をしないときは、乙は、対象人数を超える方への対応を第10条に定めるところにより総合支援一覧表のスポット価格で行い、またはその方の登録を拒むことができます。 7 コース変更は、最低利用期間の起算および満了に影響しません。コース変更の後に解約するときは、第18条の通常価格の月額料金として、変更後のコースの額を用います。 8 コース変更およびプラン変更をしたときは、甲は、契約事務手数料3,300円（税込）を支払うものとします（第12条第7項および第8項の場合を除きます）。契約事務手数料は、変更の効力が生じた利用期の月額料金とともに決済します。 9 コース変更をしたときは、追加オプションは変更後のコースに引き継がれます。ただし、変更後のコースで選択できない追加オプションは、変更の効力が生じる日の前日をもって終了します（第14条第2項を適用します）。 10 コース変更またはプラン変更の後の月額料金は、変更の効力が生じる日に乙が定めている料金によります。2026年10月1日より前に本契約を締結した甲についても、同様とします。
第14条3項 追加オプション	3 本契約が終了したときは、追加オプションも同時に終了します。この場合、前項の定めを準用します。ただし、第19条により本契約が終了する場合、第27条第3項により本契約が解約された場合、および乙の違反または乙に第20条第2項各号の事由が生じたことにより甲が本契約を解除した場合は、残存期間の月額料金相当額は発生しません（第32条第2項および第33条第3項の場合は、各条の定めによります）。	3 本契約が終了したときは、追加オプションも同時に終了します。この場合、前項の定めを準用します。ただし、第19条により本契約が終了する場合、第27条第3項により本契約が解約された場合、および乙の違反または乙に第20条第2項各号の事由が生じたことにより甲が本契約を解除した場合は、残存期間の月額料金相当額は発生しません（第32条第2項および第33条第3項の場合は、各条の定めによります）。第12条第3項により単体契約へ移るときは、追加オプションは終了しません。
第15条4項 支払遅延	4 クレジットカードによる決済ができない場合、乙は、甲に通知のうえ請求書を発行することができ、甲は、当該請求書に記載された期日までに乙の指定する口座へ振込送金する方法により支払うものとします。振込手数料は甲の負担とします。	4 第1項の再決済が完了しない場合、または本契約が終了している場合、乙は、甲に通知のうえ請求書を発行することができ、甲は、当該請求書に記載された期日までに乙の指定する口座へ振込送金する方法により支払うものとします。振込手数料は甲の負担とします。
第16条1項 契約期間・最低利用期間	1 本契約の最低利用期間は、24利用期とします。ただし、本契約の締結時に乙のWEBサイト運用・保守サービス（保守・運用プラン）を契約している甲については、12利用期とします。本契約の締結後に甲が保守・運用プランを契約した場合、第12条の割引はその翌利用期から適用し、最低利用期間は変更されません。	1 本契約の最低利用期間は、24利用期とします。ただし、本契約の締結時に乙の保守・運用プランを契約している甲については、12利用期とします。単体契約から保守併用契約へのプラン変更は、保守・運用プランの申込書兼契約書とあわせて変更申込書を提出し、第13条の手続によって行います。この場合、保守・運用

条項	変更前	変更後
	最低利用期間の満了後は、解約の申出がない限り利用期単位で自動更新されます。	プランの契約開始日は、プラン変更の効力が生じる日（利用期の初日）とします。プラン変更の効力が生じた利用期から第12条の割引を適用し、その利用期を第1利用期として、本項ただし書の最低利用期間（12利用期）を改めて数えます。変更前の最低利用期間の残りは消滅します。最低利用期間の満了後は、解約の申出がない限り利用期単位で自動更新されます。
第23条の4第1項 操作委任	1 甲は、委任状の「操作委任」欄にチェックをして提出することにより、乙および乙の指定する者（乙の再委託先を含みます。以下「乙側受任者」といいます）に対し、(1) 甲の事業の用に供される機器・アカウントの操作、(2) 前号のアカウント・端末への認証情報の入力、(3) 本サービスの対象作業の実施、(4) 媒体・機器の受渡し、の各行為を委任し、あわせて乙側受任者への復代理人の選任を許諾します（以下「操作委任」といいます）。	1 甲は、委任状第2章（操作委任）にチェックをして提出することにより、乙および乙の指定する者（乙の再委託先を含みます。以下「乙側受任者」といいます）に対し、(1) 甲の事業の用に供される機器・アカウントの操作、(2) 前号のアカウント・端末への認証情報の入力、(3) 本サービスの対象作業の実施、(4) 媒体・機器の受渡し、の各行為を委任し、あわせて乙側受任者への復代理人の選任を許諾します（以下「操作委任」といいます）。
附則	附則　本約款は、2026年10月1日から施行します。	附則　本約款は、2026年11月21日から施行します。同日より前に締結された本契約については、第33条の定めにより変更後の本約款を適用します。

2-2　申込書・サービス内容一覧・補足事項・重要事項・中途解約金早見表

箇所	変更前	変更後
申込書 1ページ 料金欄の注記	※本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の場合：月額は通常価格の25%引き（ソロ4,500／チーム7,500／オフィス15,000／カンパニー26,250円・税抜）、最低利用期間は12利用期、契約事務手数料は免除（締結後のご加入は翌利用期から25%引きのみ）。中途解約金は通常価格を基礎に算定します（約款第11・12・16・18条）。	※本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の場合：月額は通常価格の25%引き（ソロ4,500／チーム7,500／オフィス15,000／カンパニー26,250円・税抜）、最低利用期間は12利用期、契約事務手数料は免除。締結後にご加入の場合は、保守・運用プランの申込書と変更申込書を同時にご提出いただき、変更の効力が生じた利用期から25%引き・最低利用期間12利用期（数え直し）となります（契約事務手数料3,300円（税込））。中途解約金は通常価格を基礎に算定します（約款第11・12・13・16・18条）。
申込書 1ページ セット割引の確認欄	□ WEB保守・運用プランに加入済み	□ 保守・運用プランに加入済み
申込書 2ページ デジタルサポート サービス内容一覧の行の名称	チャット・メール相談	チャット・メール・電話相談

箇所	変更前	変更後
補足事項 ① 月間稼働枠に計上する時間	①月間稼働枠に計上するのは、オンライン相談の実施時間と、総合支援一覧表で●・▲の表示のある作業の実施時間です（15分単位で計上し、15分未満は切り上げます）。準備・記録の時間、およびチャット・メールでのご相談は計上しません。	①月間稼働枠に計上するのは、オンライン相談の実施時間と、総合支援一覧表で●・▲の表示のある作業の実施時間です（お電話で行った場合を含み、15分単位で計上し、15分未満は切り上げます）。準備・記録の時間、およびチャット・メール・お電話での簡単なご質問・ご連絡は計上しません。お電話でのご相談が15分を超える見込みのときは、オンライン相談への切替えをご案内することがあります。スポットの作業は、お電話でもスポット価格です。
補足事項 ⑨ 契約事務手数料	⑨契約事務手数料として3,300円（税込）を初回にご請求いたします（本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の方は免除）。※本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の場合、最低利用期間は12利用期です。	⑨契約事務手数料として3,300円（税込）を初回にご請求いたします（本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の方は免除）。コース変更・プラン変更のときも、変更後最初の月額とあわせて3,300円（税込）をご請求します（約款第12条第7項・第8項による移行を除きます）。※本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の場合、最低利用期間は12利用期です。
補足事項 ⑪ ご依頼の受付	⑪ご依頼はメールまたはチャットサービスでの受付を基本とします。緊急時はお電話でも承りますが、担当者が別件対応中の場合や営業日以外は対応できないことがあり、確約はいたしません。1件のご相談が30分を超える場合は、オンライン相談への振替をご案内することがあります。	⑪ご依頼はメールまたはチャットサービスでの受付を基本とします。緊急時はお電話でも承りますが、担当者が別件対応中の場合や営業日以外は対応できないことがあり、確約はいたしません。1件のご相談が30分を超える場合は、オンライン相談への切替えをご案内することがあります。
重要事項 ② 契約事務手数料	②契約事務手数料：初回のご請求時に3,000円（税抜）を申し受けます（本契約の締結時に保守・運用プランにご加入のお客様は免除いたします）。ご契約成立後の返金はいたしません。	②契約事務手数料：初回のご請求時に3,300円（税込）を申し受けます（本契約の締結時に保守・運用プランにご加入のお客様は免除いたします）。コース変更・プラン変更のときも同額を申し受けます（約款第13条。約款第12条第7項・第8項による移行を除きます）。ご契約成立後の返金はいたしません。
重要事項 ⑦ コース変更・プラン変更	⑦プラン変更：締め日までにお客様マイページからお申し出いただくことにより翌利用期から上位プランへ変更できます。下位プランへの変更はできません（約款第13条）。	⑦コース変更・プラン変更：所定の変更申込書（ご署名）のご提出と、当社から契約者ご本人へのお電話での確認の両方がそろった日の後、最初の締め日の翌日（利用期の初日）から変更します。マイページ・メールではお受けできず、未払いがある間もお受けできません。下位のコースへの変更は、最低利用期間の満了後に限ります。変更のときは契約事務手数料3,300円（税込）を申し受けます。コース変更は最低利用期間に影響せず、変更後に解約するときの中途解約金は、変更後の月額で算定します（約款第13条）。ソースコード譲渡にともなう変更は、デジタルサポート変更確認書によります（約款第12条の2）。
重要事項 ⑫ 追加オプション	⑫追加オプション：ローカルLLM構築・保守オプションの最低利用期間は、開始した利用期から12利用期です。最低利用期間内に終了する場合（本契約の終了に	⑫追加オプション：ローカルLLM構築・保守オプションの最低利用期間は、開始した利用期から12利用期です。最低利用期間内に終了する場合（本契約の終了に

箇所	変更前	変更後
	伴う場合を含みます）は、残存期間の月額料金相当額（税込）を申し受け、中途解約金の上限（6ヶ月分）は適用されません。ただし、⑧⑨⑯の場合および不可抗力により終了する場合は発生しません（約款第14条）。	伴う場合を含みます）は、残存期間の月額料金相当額（税込）を申し受け、中途解約金の上限（6ヶ月分）は適用されません。ただし、⑧、⑨（当社の違反等による解除に限ります）、⑯の場合および不可抗力により終了する場合は発生しません（約款第14条）。
重要事項 ⑬ セット割引	⑬セット割引：本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の場合、月額料金は通常価格の25%引き、最低利用期間は12利用期となり、初回の契約事務手数料は免除します。締結後にご加入の場合は、翌利用期から25%引きとなり、最低利用期間は変わりません。保守・運用プランの契約が理由のいかんを問わず終了した場合は、翌利用期から通常価格となり、最低利用期間は継続します（約款第12条・第16条）。12利用期の中途解約金は8ページの早見表をご参照ください。	⑬セット割引：本契約の締結時に保守・運用プランにご加入の場合、月額料金は通常価格の25%引き、最低利用期間は12利用期となり、初回の契約事務手数料は免除します。締結後にご加入の場合は、保守・運用プランの申込書と変更申込書を同時にご提出いただき、変更の効力が生じた利用期から25%引き・最低利用期間12利用期（数え直し）となります。保守・運用プランが終了するときの取扱いと、12利用期の中途解約金は、9ページをご参照ください（約款第12条・第16条）。
重要事項 ⑭ お支払いが確認できない場合	⑭お支払いが確認できない場合：お知らせのうえ再決済することがあります。支払期日（各月末日）の翌日から14日を経過したときは催告し、28日を経過したときはサービスを一時停止することがあります。停止中も料金は発生します。カードで決済できない場合は、請求書による銀行振込でお支払いいただきます（振込手数料はお客様負担）。お支払いが遅れた場合は、支払期日の翌日から年14.6%の遅延損害金を申し受けます（約款第15条）。	⑭お支払いが確認できない場合：お知らせのうえ、翌月の決済日に当月分と合わせて再決済します。支払期日（各月末日）の翌日から14日を経過したときは催告し、28日を経過したときはサービスを一時停止することがあります。停止中も料金は発生します。再決済もできない場合や、契約が終了している場合は、請求書による銀行振込でお支払いいただきます（振込手数料はお客様負担）。お支払いが遅れた場合は、支払期日の翌日から年14.6%の遅延損害金を申し受けます（約款第15条）。
申込書 3ページ 中途解約金の表の見出し	中途解約金に関して（下表は最低利用期間24利用期の場合です。保守・運用プラン加入者は12利用期となり、8ページの早見表によります）	中途解約金に関して（下表は最低利用期間24利用期の場合です。保守・運用プラン加入者は12利用期となり、9ページの早見表によります）
申込書 3ページ 構成条項	本申込書兼契約書（デジタルサポート サービス内容一覧、補足事項、重要事項および中途解約金早見表を含みます）、総合支援一覧表、各作業カテゴリの「注意事項・同意書」（本書締結時に当社が交付する版）および「委任状」（提出し直した場合は当社が受領した最新のもの）ならびに添付の「デジタルサポートサービス利用約款」は、一体として本契約を構成し、これらの内容の優先順位は約款第1条第3項によります。お客様は、本書に署名することにより、添付の約款の内容を確認し、これに同意したものとします。	本申込書兼契約書（デジタルサポート サービス内容一覧、補足事項、重要事項および中途解約金早見表を含みます）、総合支援一覧表、各作業カテゴリの「注意事項・同意書」（当社が交付する最新の版）および「委任状」（提出し直した場合は当社が受領した最新のもの）ならびに添付の「デジタルサポートサービス利用約款」は、一体として本契約を構成し、これらの内容の優先順位は約款第1条第3項によります。お客様は、本書に署名することにより、添付の約款の内容を確認し、これに同意したものとします。
申込書 9ページ 中途解約金早見表のページ（旧8ページ）。早見表の金額に変更	中途解約金早見表（WEB保守・運用プラン加入者・最低利用期間12利用期） 本契約の締結時にWEB保守・運用プランにご加入で、1ページの「WEB保守・運	保守・運用プランご加入の方へ（保守・運用プランが終了するときの取扱い・中途解約金早見表）

箇所	変更前	変更後
はありません	用プランに加入済み」欄にチェックのあるお客様（約款第12条・第16条）は、最低利用期間が12利用期となります。最低利用期間内に解約される場合の中途解約金は、（12 - 解約の効力が生じる利用期までに経過した利用期の数）× 通常価格の月額料金（税抜・セット割引適用前。お一人追加オプションをご利用の場合はその料金を含みます）× 50% で算定し、お一人追加オプションの料金を含む通常価格の月額料金（税抜）の6ヶ月分を上限とします（約款第18条）。下表はその早見表です（算出結果が0以下の場合は発生しません。中途解約金に消費税はかかりません）。 ［早見表（金額の変更はありません）］ ※ セット割引適用後の月額ではなく、通常価格を基礎に算定します。お一人追加オプションをご利用の場合は、その通常価格の料金を加えて算定します。 ※ WEB保守・運用プランの契約が終了した場合も、本契約の最低利用期間（12利用期）は継続し、翌利用期から通常価格となります（約款第12条第2項）。 ※ 保守・運用プラン未加入（最低利用期間24利用期）の中途解約金は、3ページの表のとおりです。	保守・運用プランが終了するとき（約款第12条） ・保守・運用プランが終了するときは、本契約を単体へ移行するか、解約するかをお選びいただきます。 ・単体へ移行：変更申込書（ご署名）と契約者ご本人へのお電話での確認が必要です。変更の効力が生じた利用期から通常価格となり、最低利用期間24利用期を数え直します（契約事務手数料3,300円（税込））。それまでの最低利用期間の残りに中途解約金はかかりません。 ・移行の書面とお電話の確認がそろうまで、保守・運用プランと本契約は継続します。保守・運用プランの解約が本来効力を生じる締め日の、次の締め日までにそろわないときは、両方とも解約となります（最低利用期間内は下表の中途解約金がかかります。事前にお知らせします）。その間は、マイページから保守・運用プランの解約の申出を取り下げることもできます。 ・解約：最低利用期間内であれば、下表の中途解約金がかかります。 ・ソースコード譲渡で終了する場合は、条件書の締結時に「デジタルサポート変更確認書」でお選びいただき、解約の場合は中途解約金はかかりません。 ・当社の都合（当社からの解約・当社の違反による解除・不可抗力）や、料金改定・約款変更にご同意いただけないことで終了する場合は、移行か解約かをお選びいただけます。お選びがないときは、単体へ移行します。移行の事務手数料はかからず最低利用期間は引き継ぎ、移行後最初の締め日までの解約を含め、解約の中途解約金およびローカルLLM構築・保守オプションの残存期間分もかかりません。 ・お客様の契約違反等により当社が保守・運用プランを解除した場合も、お選びがないときは単体へ移行します（移行の事務手数料はかからず、最低利用期間は引き継ぎます）。解約を選ばれる場合は、解除の通知から14日以内にお申し出ください。最低利用期間内の解約には、中途解約金（ローカルLLM構築・保守オプションの残存期間分を含みます）がかかります。 本契約の締結時に保守・運用プランにご加入で、1ページの「保守・運用プランに加入済み」欄にチェックのあるお客様、および単体から保守併用へプラン変更されたお客様（変更の効力が生じた利用期から数え直し）は、最低利用期間が12利用期となります（約款第12条・第16条）。最低利用期間内に解約される場合の中途解約金は、（12 - 解約の効力が生じる利用期までに経過した利用期の数）× 通常価格の月額料金（税抜・セット割引適用前。お一人追加オプションをご利用の場合はその料金を含みます）× 50% で算定し、お一人追加オプションの料金

箇所	変更前	変更後
		を含む通常価格の月額料金（税抜）の6ヶ月分を上限とします（約款第18条）。下表はその早見表です（算出結果が0以下の場合は発生しません。中途解約金に消費税はかかりません）。 ［早見表（金額の変更はありません）］ ※ セット割引適用後の月額ではなく、通常価格を基礎に算定します。お一人追加オプションをご利用の場合は、その通常価格の料金を加えて算定します。 ※ 上の枠のとおり、保守・運用プランの終了後に本契約が続くのは、単体へ移行した場合だけです。 ※ 保守・運用プラン未加入（最低利用期間24利用期）の中途解約金は、3ページの表のとおりです。

第3章　呼称のみの変更（内容の変更はありません）

WEBサイト運用・保守サービス　契約の種類を表す「プラン」を「コース」に改めました（「保守・運用プラン」の呼び方は変わりません）。

- 約款 第4条1項／第6条1項／第33条2項
- 申込書 1ページの各コースの表示（BASIC・STANDARD・PRO・PARTNER、伴走ソロ・チーム・オフィス・カンパニー）
- サービス内容一覧の補足事項⑧・⑫

デジタルサポートサービス　「プラン」を「コース」に、「割引プラン」を「割引料金」に改めました。

- 約款 第2条(6)／第4条2項／第5条（1項・2項・4項）／第11条1項・4項
- 申込書 1ページの各コースの表示・追加オプション欄の「選択可能」の注記
- サービス内容一覧の「割引プラン適用あり」（6か所）、補足事項⑥・⑦

件数　WEBサイト運用・保守サービス 18件／デジタルサポートサービス 29件（本表の行の数。呼称のみの変更を除きます）

ルミノスタジオ株式会社　本表に関するお問い合わせ：member@luminostudio.net